

○あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する
条例

平成16年12月20日

条例第168号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について、必要な規制を行うことにより、環境の保全及び災害の防止を図るとともに、市民の良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する土地の範囲をいう。
- (4) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (5) 事業施行者 事業を施行する者をいう。

(適用事業)

第3条 この条例は、事業区域の面積が500平方メートル以上の事業について適用する。ただし、500平方メートル未満の土地における事業であっても、当該事業区域に隣接し、又は概ね10メートル以内の近接する土地において、当該事業を施行する日前1年以内に施行済みの区域又は施行中の区域がある場合においては、当該事業区域の面積と合算して500平方メートル以上となるものを含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この条例は、次の各号のいずれかに該当する事業については、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業
- (2) 他の法令の規定による許可、認可等により行う事業
- (3) 事業主が土壌改良のため他の性質の土を混入して、作物に適した田畑にする

ための客土及び置き土を行う事業

(4) 事業主が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、専ら人の居住の用に供するもののために行う事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益性があると市長が認める事業
(事業主等の責務)

第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、市民の良好な生活環境を保持するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、当該事業の施行に係る苦情又は紛争が生じたときは、責任をもってその解決に当たらなければならない。

(事業の許可等)

第5条 事業主等は、事業開始前に当該事業に係る市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、前条第1項の許可の申請があったときは、当該申請に係る事業の計画、施行方法等が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 事業区域及び周辺区域における道路、河川、水路その他の公共施設に支障が生じないような構造及び規模で適正に措置されていること。

(2) 事業区域において、いっ水防止、土砂等の流失防止その他の安全確保について必要な措置がされていること。

(3) 事業区域において、植樹、植草その他の緑化の復元について必要な措置がされていること。

2 前項各号に掲げる必要な措置に係る技術上の基準は、規則で定める。

(許可の承継)

第7条 第5条第1項の許可を受けた事業主等からその許可を譲り受け、又は借り受けた者は、当該事業主等の地位を承継する。

2 第5条第1項の許可を受けた事業主等について、相続又は合併があった場合においては、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該事業主等の地位を承継する。

3 前2項の規定により、事業主等の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(停止命令)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業主等に対し、当該事業の停止及び期限を定めて原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、第5条第1項の許可を受けた者

(2) 第5条第1項の許可を受けず、又は許可に付された条件に違反している者

(改善勧告)

第9条 市長は、事業主等が第6条の規定により定められた基準に違反して事業を施行しているときは、改善するよう勧告するものとする。

(改善命令)

第10条 市長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、事業主等が前条の規定による命令に従わないと認めるときは、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、事業主等に対して直ちに原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。

(事業の完了)

第12条 事業主等は、当該事業が完了したときは、速やかに市長に報告し、検査を受けなければならない。

(事業の廃止等)

第13条 第5条第1項の許可を受けた事業を廃止し、又は中止した事業主等は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、事業主等が事業を廃止し、又は中止したときは、環境の保全及び災害の防止を図るため必要な措置を命ずることができる。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、事業主等に対し、執行状況及びその他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(標識の掲示)

第15条 事業主等は、事業の施行期間中、事業区域の周囲に規則で定める標識を掲示しなければならない。

(立入調査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員に事業主等の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反事実の公表)

第17条 市長は、事業主等が第8条又は第10条の規定による命令に違反し、環境の保全及び災害の防止を図る上で支障があると認めるときは、その事実を公表することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項の許可を受けなかった者
- (2) 第8条又は第10条の規定による命令に違反した者

第20条 第16条の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第3項又は第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条及び第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第15条の規定による標識を掲示しなかった者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(芦原町土砂等による土地の埋立て等の規則に関する条例等の廃止)

2 芦原町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年芦原町条例第15号）及び金津町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（平成6年金津町条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に芦原町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年芦原町条例第15号）又は金津町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（平成6年金津町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。